

品川区認証保育所保育料助成制度における認可保育園保育料の

軽減適用について

認可保育園保育料の下記の軽減制度については、認証保育所保育料助成制度においても適用されます。

※下記の軽減制度において、実際の保育料階層が変わることはありません。

記

1. 年収約 360 万円未満相当世帯の多子軽減拡大

下記に該当する区市町村民税所得割額が 77,101 円未満のひとり親世帯等は、第 1 子の保育料を半額、第 2 子以降を免除します。

※C2、C3、D1～3 階層と、D4 階層の一部が対象となります。

区市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯で、同一世帯内に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる場合。

※すでにひとり親の認定を受けている世帯を除く

2. 多子軽減適用

住民票上住居が別であるが、生計を一にし、扶養している子どもがいる場合は、申請により最年長のお子様を第 1 子として、第 2 子の保育料は半額、第 3 子以降は免除します。

例) 通っている学校が遠方のため、寮に入っている子どもがいる等

上記、1 または 2 に該当し、適用を希望する方は、「品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書」の提出が必要です。

※「品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書」は品川区のホームページからダウンロードできます。印刷・ご記入の上、品川区保育支援課開設・計画担当認証保育所担当まで郵送か持参でご提出ください。

【送付先・問合せ先】

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

品川区役所 保育支援課

開設・計画担当

認証保育所保育料助成担当

電話 03-5742-6039